

国民健康保険税の納税通知書を郵送します

令和5年度の国民健康保険(国保)税額が決定しましたので、7月10日(月)以降に国民健康保険税納税通知書と納付書(口座振替の方を除く)を郵送します。国民健康保険税の納税義務者は世帯主です。世帯主自身が会社員等で国保加入者でなくても、世帯の中に国保加入者がいる場合には、世帯主宛てに納税通知書をお送りします。

■後期高齢者支援金分に係る課税限度額が引き上げとなります

後期高齢者支援金分の課税限度額(年間上限額)が、20万円から22万円に引き上げとなります(下表1参照)。

【表1 令和5年度 国保税率等の内容】※()内は令和4年度の数値です。

算出方法		区 分			40歳未満の方 65～74歳の方	40～64歳の方
		A 基礎課税額	B 後期高齢者支援金分	C 介護納付金分	合計 (A+B)	合計 (A+B+C)
所得割	(前年の所得 ^{※1} -加入者ごとに基礎控除43万円)×税率	6.1%	2.4%	2.5%	8.5%	11.0%
均等割	加入者1人につき	3万円	1万1,000円	1万4,000円	4万1,000円	5万5,000円
課税限度額(年間上限額)		65万円	22万円 (20万円)	17万円	87万円 (85万円)	104万円 (102万円)

※1…前年1月～12月における、世帯の国保加入者の合計所得金額

■所得の低い方に対して国保税の軽減が適用されます(判定には所得の申告が必要)

世帯の合計所得金額が一定額以下の場合、均等割が軽減されます(下表2参照)。該当する場合は、あらかじめ減額した納税通知書を郵送しています。なお、軽減の判定には所得の申告が必要です。村民税の申告が不要であるため所得を申告していないという方は、判定ができず軽減を受けられないことがありますので、所得の申告をお願いします。

【表2 軽減の対象となる所得^{※2}の基準額】

軽減の割合	所得の基準額
7割	43万円+10万円×(給与所得者等の人数 ^{※4} -1)以下
5割	43万円+(29万×被保険者数 ^{※3})+10万円×(給与所得者等の人数 ^{※4} -1)以下
2割	43万円+(53万5,000円×被保険者数 ^{※3})+10万円×(給与所得者等の人数 ^{※4} -1)以下

※2…前年1月～12月の国保加入者全員分の所得総額(国保被保険者でない世帯主分を含む)

※3…同一世帯で国保から後期高齢者医療制度の被保険者に移行した方を含む

※4…国保加入者のうち、一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける方(国保被保険者でない世帯主分を含む)

■年齢到達に伴い国保税の内容等が変更となる方がいます

年度の途中で40歳、65歳、75歳に到達する方は、国保税の内容や課税の時期等が変更となります(下表3参照)。

【表3 年齢到達に伴う変更点】

対象	変更内容等	通知方法
40歳になる方	誕生月(1日生まれの方はその前月)から国保税に介護納付金分が加算される	誕生月の翌月に税額変更決定通知書を送付します
65歳になる方	国保税の介護納付金分に替わり、誕生月から介護保険料が課税される ※誕生月の前月(1日生まれの方は前々月)分まで国保税に介護納付金分が加算されます。	今回の納税通知書(納付書)に記載されています
75歳になる方	誕生月から後期高齢者医療制度へ移行する ※誕生月の前月(1日生まれの方はその前々月)分まで国保税が課税されます。	誕生月の前月に案内通知を郵送します